

陳 情 文 書 表

6 陳情第 29 号

母 () が中国で不法に逮捕されている件についての陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和6年 7 月 9 日
(西暦)

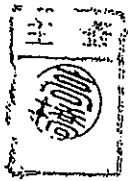
陳 情 代 表 者	住 所	東京都荒川区東日暮里 ()
	氏 名	張 一文 () 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() () ()

発言を申し出ます。

發 言 者	住 所	東京都荒川区東日暮里 ()
	氏 名	張 一文
	連 絡 先	() () ()

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 7 月 9 日				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和6年7月9日

小金井市議会議員 宮下 誠 殿

氏名：張 一文

住所：東京都荒川区東日暮里

電話：-

母 () が中国で不法に逮捕されている件についての陳情書

陳情の趣旨：

- 1、人道的な立場から、不当な扱いを受けている母の境遇にご関心をお持ちいただき、一刻も早く救出すべく、駐日中国大使館 (03-3403-3388)、在中国日本大使館 (+86 10 8531 9800) 及び日本の外務省 (03-3580-3311) に働きかけてください。
- 2、国に「さんの早期救出を求める意見書」を提出してください。

陳情の理由：

私は張一文と申します。10年前留学のため中国宝鶏から来日しました。今は東京都に住みメディアに勤務しています。中国で逮捕拘留されている母・の救援にご協力賜りたく、お願いを申し上げます。

母、は61歳で、陝西省宝鶏市に住んでいます。2024年4月11日に、母が友達の家に行った際、法輪功を修煉していることを理由に現地の警察に押し入れられ、強制連行され、現在宝鶏市第二留置場 (電話：86-917-3572694) に拘束されています。

元々体が弱い母は34歳 (私は5歳) の時、病院で心室性期外収縮と診断され、多くの医学専門家に診てもらいましたが、改善しませんでした。1998年に、父の同僚に法輪功を紹介され、「真、善、忍」の教えに関心した母は法輪功を始めました。幸運なことに母は奇跡的に快復しただけでなく、その後二十数年に渡り、一度も病院に行くことなく、健康を維持してきました。

しかし、1999年7月20日、当時の国家指導者、江沢民は、嫉妬心から法輪功への残忍な迫害を開始しました。拷問迫害による死亡者は、身元が確認できた人数だけでも5000人以上に達しており、実際の人数は統計することすらできないと言われています。2023年、陝西省では、少なくとも215人の法輪功学習者が迫害を受けています。そのうち、2人が死亡し、63人が不法に収容され、13人が不法に逮捕され、12人が不法に裁判にかけられ、47人が不法に家宅捜索され、63人が嫌がらせを受け、4人が放浪生活を余儀なくされ、1人が精神病院に収容されています。また、大連市長であった薄熙来は法輪功学習者から生きたまま臓器摘出を行うことを考え、それを瞬く間に全国に広め、臓器摘出から遺体の販売まで一貫して行う殺人産業を形成し、地球上にかつてない邪悪を造り出しました。

中国共産党政府の血に染まった手によって、健康体となった母から臓器が収奪される可能性さえあります。そして母が一日でも長く拘留されれば、その分拷問に遭うリスクも高くなるのです。

私は母と一緒に法輪功を修煉していたため、もし日本から中国に帰れば、飛行機から降りた途端に逮捕される恐れがあります。そのため、この10年間、親族が亡くなった時も中国に帰ることができませんでした。母の不法逮捕によって、悲しみと不安と無力感に苛まれている私に、どうかお力をお貸しください。切にお願い申し上げます。

■■■■さんの早期救出を求める意見書（案）

チョウ イチブン

張一文さんは10年前に留学のため来日し、今は東京都に住みメディアに勤務しています。張さんの母親の■■■■さんは以前、心筋炎や心室性期外収縮で入院し、そのために、張さんの父親の体重は2ヶ月で15キロも落ちました。医者だった■■■■さんは手を尽くしましたが、治りませんでした。1998年に法輪功を修煉し始めたところ、2人とも病気が治り、それ以来26年間、健康を維持しています。以前は病気の苦しみのために怒りっぽかった張さんの両親は、穏やかで優しくなり、仲睦まじくなりました。

しかし、中国共産党政権は1999年7月20日から法輪功に対する弾圧を始めました。■■■■さんは、張一文さんが7歳の時からその弾圧で何回も逮捕されて監禁されました。今回警察は、2024年4月11日に■■■■さんが他の学習者の家にいたところを不法に連行して陝西省宝鶏市第二留置場に拘束しました。

1999年以来、中国で拷問や迫害により死亡した法輪功学習者は、身元が確認できた人数だけでも5,010人以上に達していて、実際の人数は統計することすらできないと言われています。

現在、留置所に拘束されている■■■■さんの親族は今でも彼女に面会することさえ許されていません。今、張一文さんの母親、■■■■さんの身には重大な危機が迫っています。

よって、国におかれましては、人道的見地に立って在日会社員の張一文さんの母親、■■■■さんの早期救出に全力を尽くすよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月4日

〇〇〇〇〇〇 議会議長 〇〇 〇〇

宛先：

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	尾辻 秀久 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様
総務大臣	松本 剛明 様
外務大臣	上川 陽子 様
国家公安委員長	松村 祥史 様
警察庁長官	露木 康浩 様

陳 情 文 書 表

6 陳情第30号

「罰則がない」という理由で権限を行使しない市民課に対し
遵法意識の改善を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 7 月 10 日
 (西暦)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町
	氏 名	岩地 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 7 月 10 日 14:10			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年7月10日

吉池 義雄

小金井市前原町 [REDACTED]

件名「罰則がない」という理由で権限を行使しない市民課に対し
遵法意識の改善を求める陳情書

先般、東京都では知事選が行われ、有権者には投票用紙が送付されたことでしょう。
ところで、6陳情第2号における居住実態に疑義のある社会教育委員について、彼の選挙権についての判断を選挙管理委員会に問い合わせたところ、投票用紙送付は6月19日における住民票の状態によるので、住民票に特段の変更を施していない当該委員は投票用紙を手にしたであろうとの回答を頂きました。

しかしながら、その彼に正当な投票権があるかについての真相は藪の中であるといわざるをえません。

かような状況を生み出しているのは、ひとえに「罰則規定がない」を盾に疑義のある社会教育委員への居住実態調査を怠っている市民課の態度に由来します。

そもそも、法令によって定められていることに対して「罰則がないのでしません」というような見解は遵法精神からすれば重大な問題であり、そのおかげで事態は市民課の守備範囲を越え、公職選挙法違反や脱税の可能性にまで及んでしまっております。

つきましては市長はこの市民課の発言を市の公式見解とするのかについて何らかの声明を発するとともに、万が一、これを否定する場合は、早急に居住実態調査を行うことを求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第 31 号

主催者などの以業務の情報を持ち合わせていない
教育委員会の怠業を改善すべしとする

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 6 年 7 月 16 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉地 義 雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED] - [REDACTED])

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 7 月 16 日 16:05				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年7月16日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 主催者なのに業務の情報を持ち合わせていない

教育委員会の怠業を改善すべしとする陳情書

資料は、教育委員会主催による小金井市民体育祭ゴルフ大会について情報公開請求したものに對する教育長による回答です。

これによると教育委員会は自らが主催するイベントに對する情報を持っていないことを明らかにしております。

一般に「主催」を検索にかけると

「中心となって会合や行事などを行うこと」

<https://dictionary.goo.ne.jp/word/%E4%B8%BB%E5%82%AC/>

というようものが出てきます。

また、以下のように厳密な定義を用いてイベントを行っているところもあります。

「「主催」とは、催しの開催の主体（主催団体）となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。主催団体とは、催しの企画から運営まで予算を含め全ての責任を有する団体をいう」<https://www.jpnsnsh.jp/definition.html>

いずれにしましても「主催者」である限りにおいては、その全ての責は「主催」する者に帰することは自明であり、そのような中、主催者でありながら、なんの衒いもなく、その情報は不存在（＝持ち合わせておらず）と回答する小金井市教育委員会は確信犯的な怠業状態にあると規定せざるをえません。

業務の全てを丸投げしておきながら主催者とは聞いてあきれるばかりです。

いつの頃からこのような恥知らずな行為が行われてきたのでしょうか。

つきましては、「主催者に聞いたら全てわかる」が大原則ですから、当該情報公開請求に對しては、早急に情報の開示を行うことを求めます。

また、市民体育祭における業務の丸投げ状態を改善することもあわせて求めます。

資料

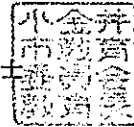
様式第3号(第3条関係)

小教生発第177号
令和6年7月12日

小金井市市政情報一部公開決定通知書



小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士



令和6年7月3日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり一部を公開することと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	2023年中に行われた「小金井市民体育祭ゴルフ大会」について ①開催概要、実施要項 ②参加者募集においての参加申込の個票および集計したもの ③参加申込者に対して行なった選別の課程のわかるもの(規約、個々の選別結果について理由のわかる根拠、選別結果をまとめたもの) ④大会においてかかった経費、支出および市からの補助金があればそれらを含めた決算書の類(市、小金井市ゴルフ協会、小金井市体育協会など関係する団体におけるそれ) ⑤プレー費(キャディーフィー)の価格、ならびに積算根拠、この会費の流れのわかるもの
3 公開日時	令和6年7月12日
4 公開場所	情報公開コーナー(小金井市役所第二庁舎6階)へお越しください。
5 公開しない部分	上記①について、住所、電話番号 上記②、③、④、⑤

6 市政情報の一部を公開しない理由	上記①については、小金井市情報公開条例第5条第2号に該当 上記②、③、④、⑤については、公益財団法人小金井市体育協会に各種競技大会の実施・運営を委託しているため、不存在
-------------------	---

7 公開できるようになる時期	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。
----------------	---

1 審査請求について
この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関（教育委員会）に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について
この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、実施機関となります。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

- ・ お越しの際は、この通知書をお持ちください。
- ・ 指定された日時に御都合の悪い場合その他不明な点がある場合には、下記に御連絡ください。

主 管 部 課	生涯学習部 生涯学習課 スポーツ振興係 電話番号 0 4 2 - 3 8 6 - 2 4 6 2
---------	---

陳 情 文 書 表

6 陳情第 32 号

小池百合子氏からの出馬要請と恋愛依頼ともいわれる

文書もしくは該意を物理的に記した物についての開示を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 8 月 7 日
(西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	佐々木 啓己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 6 年 8 月 7 日					15138
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
							



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年8月7日

佐久間 昌己

小金井市緑町

件名 小池百合子氏からの出馬要請とも応援依頼ともいわれる文書
もしくは当該意を物理的に記した物についての開示を求める陳情書

2024年5月29日 20時02分発のTOKYO web記事「小池百合子都知事に出馬要請『しなかった』一部の首長に理由を聞いた 62区市町村長のうち52人が連名で要請」
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/330311>

によると白井市長は小池百合子都知事からの「出馬要請」とも「応援依頼」ともいわれるものに対して「特定の候補の応援や支援はしない。中立の立場を取る方針だ」と説明したとあります。

また「私が市民から付託を受けたのは市長選で提示した政策で、市政に注力したい」と話したともあります。

したがって、白井市長は小池氏から当該事項に類した要請があったことは認めており、市長はそれに対し政治的な判断を下したのだということになるかと思われま

ところで、記事において、これらの発言は小金井市長の名のもとに行われております。よって、これら一連の行為は、すくなくとも「私信の收受」→「個人的なお気持ちの表明」というものではなく、小金井市という自治体への要請に対し小金井市民の意を集約して意見を返したという、純然たる行政行為と認識されるものと考えられます。

しかしながら、添付資料の市政情報非公開決定通知書によれば、これに関する記録は不存在であるとしていることは、当該案件において小池氏から白井氏に送られたものは小金井市とはなんらの関係もないお二人の間における秘密の「私信」であると指摘されていることに他なりません。

秘密の「私信」であるがゆえに市において「不存在」であることは市政情報非公開決定通知書が言わんとしていることであり、したがって、小池氏からの要請は小金井市とはなんらの関係のないことであるはずなのですが、しかしながら白井氏はこの個人的な「私信」に対するお気持ちの表明を小金井市長という「肩書」を用いて東京新聞に対して行っております。

これに対して、できましたら白井市長のご存念をお聞きいたしたくお願い申し上げます。

陳情者が思うに白井氏が市長という「肩書」を用いてこれらを行った時点で、この案件は「わたくしごと」ではないことは明らかです。

したがって、小池氏からの要請は市に対するものであるとなり、それは当然、小金井市における行政行為としての記録の保存やそれに伴う作業が伴われるべきこととなり、よって当該、市政情報非公開決定通知書が言う「不存在」との回答は不当であることとなります。

つきましては小池百合子氏からの要請にかかる文書（もしくは当該意を物理的に記した物）の開示ならびに白井市長が東京新聞などメディアに表明した意見を集約するにあたって議会や議員・職員らと行なったであろう懇談・会議等の記録・議事録の類の提出を求めます。

様式第4号（第3条関係）

小金広発第32号

令和6年6月10日

小金井市市政情報非公開決定通知書

小金井市長 白井



令和6年6月4日に請求のあった市政情報の公開については、下記のとおり公開しないことと決定しましたので、小金井市情報公開条例第12条第2項及び第4項の規定により通知いたします。

記

1 請求の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付
2 市政情報の件名	① 小池百合子都知事より「出馬要請」もしくは「応援依頼」とされるものの文書等、物理的实在の請求 ② ①について、その判断をするために行った懇談、会議の詳細とその議事録、メモ等
3 市政情報を公開しない理由	請求された市政情報が不存在のため
4 公開できるようになる時期	<input type="checkbox"/> 以降に再度請求してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 現在、請求に応じられる予定はありません。
1 審査請求について この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に実施機関（小金井市長）に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。 2 取消訴訟について この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小金井市（訴訟において小金井市を代表する者は、実施機関となります。）を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。	
主管部課	企画財政部 広報秘書課 秘書係 電話番号 042-383-1111（内線2006）

陳 情 文 書 表

6 陳情第 33 号

市民同士の争闘に発展しかねない審議会委員の
資格問題について早急に断を下すことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 8 月 7 日
(西曆)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]				
	氏 名	松井 豊 [REDACTED] 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 6 年 8 月 7 日		15:50	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議員 宮下 誠様

令和6年8月7日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 **市民同士の争闘に発展しかねない**

審議会委員の資格問題について早急に断を下すことを求める陳情書

生涯学習課に対し、文書類の情報公開を行うと資料①②のようなものが出てきます。これは居住実態に疑義のある社会教育委員と一市民による文書の交換の記録ですが、実態は公開質問状とその返答のやり取りとりになっています。

資料①の質問状によれば、一市民は居住実態に疑義のある社会教育委員に対して、その資格について自ら明らかにしろとの趣旨で、質問を行っております。

これに対して資料②社会教育委員の返答は、一市民が委員の個人情報に対して容喙する筋合いのものではなく、疑義があるのなら担当課に言えというものになっております。

この二つを熟読頂ければ、前段に記した内容以外に、それぞれ感情的なものの萌芽が散りばめられていることに気づかれると思います。

しかしながら、感情的なやりとりの中においても質問者、返答者の両者とも責任は市側にあるとして、この点については合意がなされております。

そもそも、このような市民同士の文書のやり取りが行われた原因は、市が疑義の払拭に関する作業を行っていないことにあり、この不作為を元に市民同士の争闘が起こった場合、市の責任は重大なものとなるでしょう。

つきましては、万が一にも紛糾がこれ以上拡大しないように、市は当該委員に生じている市民資格の疑義に対して、早急にこれを解消するよう、積極的に行動することを求めます。

特別職地方公務員)
小金井市社会教育委員



■■■■委員殿

公開質問状

前略

現在、貴殿は先般の小金井市社会教育委員の市民公募枠3名の募集に応募し4名の応募者中上位3名に選出され、社会教育委員の一期目に在職中と認識しているところであります。

問題はご自身が審議会の発言で勤務先の人事で、直近の小金井市児童館運営委員に就任中に他県(福島県?)に移動を命ぜられ、単身赴任中であると申ししていることであります。

ちなみに単身赴任とは、労働形態の1つであり、政府統計では、単身配偶者または扶養親族がいる人が、勤務に伴い単身で住居を移すことと定義されてます。合理的距離が60km以上が目安となっており、単身赴任手当の支給が法的に企業に義務付けられてるようです。ちなみに福島市と東京の車移動距離は257.5km以上だそうです。

さて、問題は貴殿の小金井市への住民登録に疑義が生じていることであります。勤務先の人事異動で他県への勤務になったことにより、任期終了後の次期継続をできないと言う合意が児童館運営委員会の主管課であった児童青少年課の間でなされたそうです。

すなわち児童館運営委員は小金井市民でなくなったことにより、継続就任の資格を失ったと考えられます。

社会教育委員の主管課としては本人が小金井市民と主張し、住民登録がある以上、居住実態までは確認する必要もないし、権限もありませんとのことであります。

市民課は権限はありますが、住所がわかりませんと居住実態調査申請は受理できませんとのことであります。

議会は個人情報に関連している案件なので深い審議はできかねるようです。

すなわち、■■■■委員ご自身が市民課に住民基本台帳法に照らし合わせて、小金井市に生活本拠地があるのか福島県某市に生活本拠地があるのかを判定してもらえないようです。

一点だけ公開質問をさせていただきます。

問

小金井市に住民登録をするのが法的に妥当なのか、勤務地の福島県某市に住民登録をすべきなのか、調査権限の小金井市市民課に調査してもらう意志が

■■■■委員に存在するのか否か

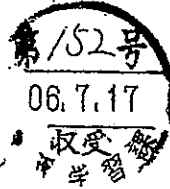
答

一つ 真実を調査権限のある小金井市市民課には調査させません。

一つ 真実を法に則て、調査権限のある小金井市市民課に明確に判定してもらう。

どちらか一つを選択していただき三浦生涯学習課長に文書で回答ください。

小金井市民 ■■■■



■■■様

前略

■■■さんの「公開質問状」拝見しました。こうした市民の質問に回答する役目は各担当課にあり、私が回答する筋合いのものではありません。また私の個人情報について、■■■さんが私に許諾を求めるという行為は、筋違いも甚だしく常識外れと言うほかありません。

私の任命については、市の当局が然るべき手続きを適性に行われたもので、■■■さんの「疑義」などと言う曖昧かつ素人の解釈で、市の事務方のリソースを不必要に無駄遣いするのは権利の濫用ではないでしょうか。

■■■さんが、「陳情」という手段を複数回にわたり公使している事も把握しており、今回の件も含め、本来市民サービスに使われるはずの様々なリソースを■■■さんが結果的に「無駄遣い」してしまっている現状をもっと認識すべきであり■■■さんには猛省を求めたいと思います。

私が委員を勤めるにあたっての「問題」を立証する責任は■■■さんにあり、明確な証拠すらない中で、曖昧な解釈で、これ以上問い合わせるならば、濫用の粋を越えて「強要」に足を踏み入れている状況と言えるでしょう。

■■■さんが元社会教育委員であることは議事録から存じ上げておりますが、今後は賢明な対応を取られ小金井市の社会教育のアップデートに資するような建設的なご意見などをいただけることを祈念しております。

草々



陳 情 文 書 表

6 陳情第 34 号

審議会における意見、提案への尊重を確保し、
 行政と連携を求めます 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)






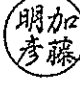

令和 6 年 8 月 27 日
 (西暦 2024)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町
	氏 名	佐々木 昭乙 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 8 月 27 日		16-16		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 査


小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年8月27日
小金井市緑町
佐久間昌己

件名 審議会における意見・提案シートの導入を確実にを行うことを求める陳情書

以下は企画政策課が「附属機関等に係る広報の徹底及び運営について（周知）」として令和5年3月24日に発令した事務連絡の一節です。

4 意見・提案シートの活用について
意見・提案シート（別紙1）の活用については、各附属機関等において当該機関の運営方法を協議の上、積極的な活用努めること。
※意見・提案シートは傍聴者の意見を審議に反映させる手段です。より市民参加を進めるため、未導入の場合は導入の検討をお願いします。

これによれば審議会においては意見・提案シートの活用を推し進め、未導入の場合は導入を検討してくださいとの企画政策課からの要請が書かれております。

しかしながら、一部の審議会において未だ意見・提案シートが採用されていないケースがあります。（例：情報公開・個人情報保護審議会）

つきましては、すべての審議会において早急に意見・提案シートが導入されることを求めます。

陳 情 文 書 表

6 陳情第35号

涼み処事業の時間帯や施設指定において市民の
生存権を守るという視覚で取組むことを求める 陳情書
点

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 6 年 8 月 27 日
(西暦)


陳 情 代 表 者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	土池義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 8 月 27 日			16:16	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

主 査


小金井市議会議長 宮下 誠様

令和6年8月27日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 **涼み処事業の時間帯や施設指定において**
市民の生存権を守るという視点で取り組むことを求める陳情書

気候変動適応法第21条によれば「市町村長は指定暑熱避難施設を指定することができる」とあり「熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、指定暑熱避難施設を開放しなければならない。」とあります。

これは熱中症など暑さ対策について地方公共団体の義務を規定したのですが、小金井市の場合、この規定を遵守した上に「熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、市民のみなさまに、一時的に暑さをしのぎ涼しく過ごしていただく場所」ということで「涼み処」を指定しており、とかく法律だけ遵守しておればよいに陥りがちな行政としては懐の広い形で事業が営まれていることに関係各所でご尽力頂いている方々に深く御礼申し上げます。

資料は、本市における「涼み処」の一覧です。

多くの施設が指定されており、激暑の折に、これらの場所において命を助けられる方もいずれあるやになるかもしれません。

しかしながら、詳細に見ますと開放時間やスペースについての制約がまだまだ多く、とりあえず現状でできそうな場所を指定しただけとの印象でもあります。

近年の激暑は人の生存をも侵しかねないほどのものであり、電気代の高騰とあいまって、お金のことを考えると、クーラーをつけるのもままならず、あたかも電気代と命がトレードオフの関係になっておられる市民の方々も多数おられることと思われまます。

つきましては「涼み処」の事業展開は市民の生存権にも関わるものであるとして、以下の事項を参酌頂いた上で尚一層の充実をはかることをお願い申し上げます。

「涼み処」に関する要望

- ① 休日、平日問わず開放できる「涼み処」を増やすこと
- ② 第二市庁舎、1Fロビーの開放
- ③ 第一庁舎、閉会時の議場の開放
- ④ 新庁舎における遊休部（議場や休日におけるロビーや通路など）の「涼み処」指定についての検討
- ⑤ 貫井北町の建設中ごみ処理施設における「涼み処」指定についての検討
- ⑥ 図書館の「涼み処」指定
- ⑦ 「涼み処」の場所や開放日時の告知の徹底
- ⑧ 民間に対する「涼み処」提供に関する働きかけ

資料

「涼み処」施設一覧

No.	施設名	住所	電話番号	開放可能日時	開放場所	備考
1	保健センター	貫井北町5-18-18	042-321-1240	午前8時30分から午後5時まで (平日)	1Fロビー	給水スタンドあり
2	小金井 宮地楽器ホール	本町6-14-45	042-380-8077	午前9時から午後10時まで (休館日：第2・3火曜日)	マルチパーパススペースBCD	給水スタンドあり
3	公民館(本館)	本町2-15-11	042-383-1184	午前9時から午後10時まで (休館日：第1・3火曜日)	1F共用スペース	給水スタンドあり
4	公民館(貫井南分館)	貫井南町4-3-23	042-383-1168	午前9時から午後10時まで (休館日：第1・3火曜日)	2F共用スペース	給水スタンドあり
5	公民館(東分館)	東町1-39-1	042-384-4422	午前9時から午後10時まで (休館日：第1・3火曜日)	1F共用スペース	給水スタンドあり
6	公民館(緑分館)	緑町3-3-23	042-387-7301	午前9時から午後10時まで (休館日：第1・3火曜日)	1F、2F共用スペース	
7	公民館(貫井北分館)	貫井北町1-11-12	042-385-3401	午前9時から午後10時まで (休館日：第1・3火曜日)	2F共用スペース	
8	環境楽習館	貫井南町3-2-16	042-381-5006	午前9時から午後5時まで (休館日：火曜日)	館内フリースペース、集會室	給水スタンドあり
9	野川クリーンセンター	東町1-7-19	042-366-1553	午前8時30分から午後5時まで (平日)	1Fロビー、2F研修室	給水スタンドあり
10	社会福祉協議会	本町5-36-17	042-386-0294	午前8時30分から午後5時まで (平日)	1F待ち合いスペース	

陳 情 文 書 表

6 陳情第 36 号

消防団員の確保を図るため 処遇改善を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年9月3日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾		● 印	ほか	人
	連絡先	[REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連絡先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保存年限 5 年		
受理年月日		令和 6 年 9 月 3 日 9:53				
受付	担当	主任	係長	次長	局長	議長
● 櫻根	● 屋成	● 渡根	● 山浦	● 西村	● 明加藤	● 栗下



2024(令和6)年9月3日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

消防団員の確保を図るため処遇改善を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。

さて、過日開催された消防団運営審議会では、会長から、団員の出勤手当などに関する処遇改善を求める意見が出されておりました。全国的に消防団員の確保が困難になる中、処遇改善は急務と考えます。特に小金井市は従来から少数精鋭で消防団が運営されており、これ以上の団員の減少は地域防災の観点からも問題が多いと考えます。そこで具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

- (1) 出勤手当等の金額を引き上げること。
- (2) ご家族も含めて、福利厚生の上昇を図ること。
- (3) 女性団員の受け入れに備えて詰所など設備の改善を図ること。
- (4) 消防団活動の PR を紙面がリニューアルされた「市報こがねい」で行う他、市役所 HP で PR 動画を流すなど、さらなる広報の充実に努めること。
- (5) (1)から(4)を実現するため、多摩26市の状況や全国の先進事例を調査すること。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 37 号

市の課税ミスにより税金を取られすぎた被害者の完全な救済を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年9月3日
(西暦2024)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 ● 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	[REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 9 月 3 日 9:53				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年9月3日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

市の課税ミスにより税金を取られすぎた被害者の 完全な救済を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。

先の臨時議会で議題となった市の課税ミス事案(固定資産税、都市計画税、国民健康保険税)について。課税ミスにより税金を取られすぎた被害者の完全な救済を図るため、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

取りすぎていた税金の一部だけを返還し、一部は返還しないで踏み倒すという現在の処理スキームを見直し、以下(1)(2)に示した方法を至急検討して全額を返還し、被害者の完全な救済を図ること。

(1)国家賠償法に基づく返還

(2)地方自治法第232条の2を適用し、「見舞金」として返還

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 38号

コンプライアンスの観点から、違法判決を受けた保育園条例を年度間を通して運用した令和5年度一般会計決算の不認定を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年9月3日
(西暦2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 XXXXXXXXXX				
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 ● 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	XXXX-XXXX-XXXX				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長



第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 6 年 9 月 3 日 153				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年9月3日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

コンプライアンスの観点から、違法判決を受けた保育園条例を年度間を通して運用した令和5年度一般会計決算の不認定を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。

さて、本定例議会において、令和5年度一般会計決算が審査、議決される予定です。当該決算は、東京地裁が違法だと判決した保育園条例を年度間を通して運用した決算です。

この判決により、前市長による違法な専決処分を不承認とした当時の市議会の判断が正当であったことが証明されることになりました。

常識的に考えて、コンプライアンスの観点からも、違法な条例に基づいて予算執行された決算を議会が認定するとは思いませんが、万が一に備えて、念のため、具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

令和5年度一般会計決算は、当然、不認定としてください。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 39号

財政的に十分成り立つそうなので、学校給食の無償化を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和6年9月3日
(西暦2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 ● 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年			
受 理 年 月 日		令 和 6 年 9 月 3 日					15:03
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和 6)年 9 月 3 日

小金井市東町

市民要望を市議会に届ける会

共同代表 渡邊伸吾

財政的に十分成り立つそうなので、 学校給食の無償化を求める陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。

さて、白井市長によれば、小金井市は「財政的に十分成り立つ」そうです。となれば、東京 23 区のすべて、多摩 26 市の大方で実施済みまたは実施される「学校給食の無償化」に関しては、市民サービスの充実、子育て世帯の家計支援という観点で、当然に実施されるべきものと考えます。そこで具体的には、以下の枠内の事項について陳情するものです。

- (1) まず小金井市として、東京 23 区のすべて及び多摩 26 市の大方の市と同じように、市立小中学校に通うすべての児童・生徒の給食を無料にしてください。
- (2) 市長は当初、財政上の問題で実施を渋っていましたが、8 月 2 日の厚生文教委員会では、実施しない理由が財政上の問題ではないかのように粉飾しているように見受けました。このような理由がくる変わる、一貫しない答弁姿勢は問題であり、これまでの答弁との齟齬(そご)について、時系列的に解明を進めてください。

以上

陳 情 文 書 表

6 陳情第 41 号

武蔵小金井駅北口再開発事業の工事関係車両の動線に関する陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和6年9月3日
(西暦2024)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	市民要望を市議会に届ける会 共同代表 渡邊伸吾 ● 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	[REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 6 年 9 月 3 日				15:49
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長	
							



小金井市議会議長 宮下 誠 様

2024(令和6)年9月3日
小金井市東町 [REDACTED]
市民要望を市議会に届ける会
共同代表 渡邊伸吾

武蔵小金井駅北口再開発事業の工事関係車両の 動線に関する陳情書

私ども「市民要望を市議会に届ける会」は、市民からの要望を受けて、これを政策提言として請願書または陳情書の形にまとめ、市議会に提出し、審査と議決を求める市民団体です。

さて、紆余曲折を経て、武蔵小金井駅北口再開発事業が動き始めてまいりました。今回は旧西友エリアを中心とした東地区がエリアとして設定されています。同エリアは低未利用地や空き店舗が増え、歩車道(ムサコ通り)の傷みも著しくなっておりますし、北口の「再活性化」という意味でも、望ましい形で成功させていただきたいプロジェクトだと考えております。

気になっておりますのが、いざ工事が始まった場合の工事関係車両の動線です。現在は、小金井街道側から入れて、競技場通りの方へ抜けさせることが想定されているようですが、ムサコ通りは狭陰で、競技場通りとの交差点付近も難所となっています(以前はココバスは競技場通りを南下し、ムサコ通りとの交差点を右折して上之原通りを走っていたのですが、議員の提案で郵便局の所を西へ進むようにルート変更になった経緯があり、その際に稲穂神社バス停が誕生したと聞いています。それくらい難所なわけです)。競技場通りと行幸通りの交差点も非常に狭陰で、車のすれ違いすら困難な場合があります。

そこで以下の枠内の事項について陳情申し上げます。

武蔵小金井駅北口再開発事業の工事関係車両に関しては、小金井街道側から入れて、小金井街道側に出ていけるよう、時限的に交通規制を変更(一方通行部分の一部を双方向通行化)するなど、適切な措置を講じてください。

以上